

【代替スコアリングシステム】について

マッチは、前もって定めがあれば以下のいずれかを行うことが許可される。

2. 1 ゲーム 15 点で 2 ゲーム先取の 3 ゲームマッチ

第 7 条 スコアリングシステム

第1項 マッチは、2 ゲーム先取の 3 ゲームで行う。

第2項 ゲームで 15 点を先取したサイドがそのゲームの勝者となる。ただし、競技規則第 7 条第 4 項、第 5 項を除く。

第3項 スコアが 14 点オールになった場合には、その後最初に 2 点リードしたサイドがそのゲームでの勝者となる。

第4項 スコアが 20 点オールになった場合には、21 点目を得点したサイドがそのゲームでの勝者となる。

第 8 条 エンドの交替

第1項 プレーヤーは、次の場合にエンドを替える。

[3] 第 3 ゲームで、どちらかのサイドが最初に 8 点に達したとき

第 16 条 プレーの継続、不品行な振舞い、罰則

第2項 インターバル

[1] すべてのゲーム中に、一方のサイドのスコアが 8 点になったとき、60 秒を超えないインターバルを認める。

以上